

令和 8 年度 第 1 回 木更津市地域公共交通活性化協議会

次 第

日時：令和 8 年 6 月 2 5 日（木）

午後 3 時 0 0 分

場所：木更津市役所駅前庁舎

防災室・会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - （１）令和 7 年度事業報告及び収支決算について
 - （２）令和 7 年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について
 - （３）令和 9 年度地域間幹線系統確保維持計画について
 - （４）令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
- 4 報告事項
 - （１）路線バス運賃改定後の状況について
 - （２）日東交通株式会社運行の路線バス IC カード乗継割引について
 - （３）南房地区タクシー運賃改定後の状況について
- 5 その他
- 6 閉会

配布資料

- ◇次第
- ◇席次表
- ◇委員名簿
- ◇木更津市地域公共交通活性化協議会規約
- ◇資 料 1：令和 7 年度事業報告及び収支決算について
- ◇資 料 2：令和 7 年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について
- ◇資 料 3：令和 9 年度地域間幹線系統確保維持計画について
- ◇資 料 4：令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ◇報告資料 1：日東交通株式会社運行の路線バス IC カード乗継割引について

令和8年度 第1回木更津市地域公共交通活性化協議会 席次表

日時：令和8年6月25日（木）15時00分

場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

日本大学理工学部 交通システム工学科教授 轟 朝幸 委員（会長）		
公募委員 石渡 宏 委員		富来田地区まちづくり協議会 会長 鵜田 宏 委員
日東交通株式会社 運輸部長 高橋 晴樹 委員 （代理出席：小林 拓真 様）		イオンモール木更津 渉外部長 立松 義徳 委員
小湊鉄道株式会社 バスサービス部長 深山 宏樹 委員		三井アウトレットパーク木更津 所長 神本 幸司 委員
一般社団法人千葉県バス協会 専務理事 成田 斉 委員 （代理出席：田中 徹 様）		木更津市議会 交通政策特別委員会 委員長 神蔵 五月 委員
一般社団法人千葉県タクシー協会 南房支部長 手塚 真一 委員		木更津市 企画部長 品川 昭和 委員
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官 福浪 新一 委員		木更津市 市民協働部長 鈴木 和代 委員
千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長 若林 大祐 委員 （代理出席：森山 優太 様）		木更津市 福祉部長 阿津 直人 委員
木更津警察署 交通課長 竹内 久泰 委員		木更津市 都市整備部長 寺田 巧実 委員
君津土木事務所 調整課長 岡村 博之 委員		
事務局		
	○ ○ ○ ○	
	鈴木次長 坂上室長 高橋係長 鹿子事務員	

傍 聴 人 席

木更津市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

※敬称略

区 分	役 職 等	氏 名	備考
市民の代表者 又は地域公共交通の利用者	木更津市区長会連合会 会計	泉 水 廣 己	
	公募委員	石 渡 宏	監査委員
一般乗合旅客自動車運送事業者	日東交通株式会社 運輸部長	高 橋 晴 樹	
	小湊鉄道株式会社 バスサービス部長	深 山 宏 樹	
千葉県バス協会の代表者 又はその指名する者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成 田 齊	
千葉県タクシー協会の代表者 又はその指名する者	一般社団法人千葉県タクシー協会 南房支部長 京成タクシーイースト株式会社 南房事業部代表取締役社長	手 塚 真 一	
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター所長	鹿 島 良 行	
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	轟 朝 幸	会 長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長 又はその指名する者	首席運輸企画専門官	福 浪 新 一	
千葉県総合企画部交通計画課長 又はその指名する者	地域公共交通担当課長	若 林 大 祐	
木更津警察署長 又はその指名する者	交通課長	竹 内 久 泰	
木更津市長 又はその指名する市職員	企画部長	品 川 昭 和	副会長
	市民協働部長	鈴 木 和 代	
	福祉部長	阿 津 直 人	
	都市整備部長	寺 田 巧 実	監査委員

一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体	日東交通労働組合 木更津支部副支部長	大澤 一 樹	
道路管理者 又はその指名する者	君津土木事務所 調整課長	岡村 博之	
自家用有償旅客運送者 (福祉有償運送を行う者を除く。)	富来田地区まちづくり協議会 会長	鴫 田 宏	
会長が協議会の運営上必要と認めた者	イオンモール木更津 渉外部長	立松 義徳	
	三井アウトレットパーク木更津 所長	神本 幸司	
	木更津市議会 交通政策特別委員会 委員長	神蔵 五月	

(規約第7条第2項記載順)

木更津市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号。第12条において「法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。

(名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 木更津市地域公共交通活性化協議会
- (2) 事務所の位置 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号木更津市役所駅前庁舎内（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び変更に関する事項
 - (2) 計画の実施に関する事項
 - (3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること
 - (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと
- (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査委員 2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第5条 会長は第7条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長及び監査委員)

第6条 副会長及び監査委員は、第7条に規定する委員のうちから会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
- (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 学識経験者
- (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (9) 木更津警察署長又はその指名する者
- (10) 木更津市長又はその指名する者
- (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (12) 道路管理者又はその指名する者
- (13) 自家用有償旅客運送者(福祉有償運送を行う者を除く。)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

- 3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を召集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

- 5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

- 6 第3項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議にお

ける検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、協議会の議決があったものとする。

7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前7項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第12条 乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項についての協議は、法第9条4項に規定する者をもって組織する運賃協議分科会において行う。

2 運賃協議分科会の会長は、第7条第2項第10号の委員をもってあてる。

3 運賃協議分科会は会長が必要に応じて招集し、運賃協議分科会の会長が会議の議長を務める。

4 運賃協議分科会の会長は、運賃協議分科会を開催するときは事前に協議会へ通知するものとし、運賃協議分科会において決議を行ったときは速やかに協議会へ報告するものとする

5 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、木更津市企画部地域政策室に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 21 年 10 月 22 日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第 8 条の規定にかかわらず、最初に就任された委員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 28 年 10 月 27 日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第 8 条の規定にかかわらず、平成 28 年度に就任された委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 29 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 29 年 4 月 18 日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第 8 条の規定にかかわらず、平成 29 年度に就任された委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年8月20日から施行する。

令和 7 年度事業報告及び収支決算について

1 令和 7 年度事業報告

- ・令和 5 年 3 月に策定した「木更津市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」）」の基本理念に基づき、まちづくりの進展や地域のニーズに合った公共交通ネットワークの再構築を行うための改善案を検討した。
- ・富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、国庫補助金申請及び事業評価等の運行支援を行った。
- ・具体的な協議事項については下記のとおり。

（１）木更津市地域公共交通計画の事業評価（進行管理）に関する協議

公共交通計画に定められた各事業の実施状況について、評価指標を元に検証し、目標達成に向けたより効果的な実施方法等について協議を行った。

（２）地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に関する協議

R 6 年度より、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるために、各市町村において作成する地域公共交通計画（別紙）に事業計画を位置付けることが必要となったため、当該計画（別紙）の協議を行った。

（３）自家用有償旅客運送の実施内容及び運行内容の変更に関する協議

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、運行状況や利用状況等から確認できる課題や成果に対して協議を行った。また、これまでの運行実績や住民のニーズを踏まえ、運行目的地の変更を行いたい旨の申し出が運行実施者よりあったことから協議を行った。

（４）自家用有償旅客運送の有効期限の更新に関する協議

富来田地区で運行している自家用有償旅客運送（ふくちゃんバス）について、関東運輸局千葉運輸支局が認めた有効期限が令和 7 年 6 月 21 日までであるため、運行実施者の申し出により、有効期限の更新に関する協議を行った。

（５）地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する協議

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるため、補助金の申請に必要である地域内フィーダー系統確保維持計画について協議を行った。

（６）地域公共交通計画の変更及び地域内フィーダー系統確保維持計画に関する協議

太田循環線については、延伸・再編によりフィーダー系統の要件を満たすことから、当該路線をフィーダー補助対象系統とするため、公共交通計画の変更及び地域内フィーダー系統確保維持計画に位置づける協議を行った。

○令和7年度開催内容

・第1回木更津市地域公共交通活性化協議会（令和7年5月21日）

- 議題（1）令和6年度事業報告及び収支決算について
（2）令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
（3）木更津市地域公共交通計画の変更について
（4）自家用有償旅客運送の有効期間の更新について
（5）令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について
（6）令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

・第2回木更津市地域公共交通活性化協議会（令和7年8月20日）

- 議題（1）木更津市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
（2）令和6年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について
（3）木更津市地域公共交通計画の変更について
（4）富来田地区における自家用有償旅客運送の運行内容の変更について（目的地の追加）

・第3回木更津市地域公共交通活性化協議会（令和8年1月28日）

- 議題（1）令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について
（2）令和7年度地域間幹線系統確保維持計画の事業評価について
（3）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
追加議題
（1）令和8年度地域間幹線系統確保維持計画の変更について

2 令和7年度収支決算

<収入>

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	摘 要
1 負担金・ 補助金	(1) 負担金	147,000	147,000	木更津市（木更津市地域公共交通活性化協議会負担金）
	(2) 補助金	516,000	360,000	令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
	小 計	663,000	507,000	
2 諸収入	(1) 利息	0	161	
3 繰越金	(1) 繰越金	0	0	
合 計		663,000	507,161	

<支出>

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	摘 要
1 会議費	(1) 会議費	129,000	88,220	委員報償費 79,100 円 費用弁償 9,120 円
	(2) 通信運搬費	8,000	9,400	切手代
	小 計	137,000	97,620	協議会 3 回分
2 需用費	(1) 消耗品費	6,000	5,878	文書ファイル
3 手数料	(1) 手数料	4,000	550	振込手数料
4 補助金	(1) 補助金	516,000	360,000	令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
合 計		663,000	464,048	

※残額 43,113 円については、木更津市に返納する。

監 査 報 告 書

「令和 7 年度 木更津市地域公共交通活性化協議会」収支決算を帳簿及び
証憑書類と照合し、監査した結果、決算書が適正であることを認める。

令和 8 年 4 月 2 8 日

木更津市地域公共交通活性化協議会

監査委員

石 渡 宏

監査委員

寺 田 巧 実

【議題 2】令和 7 年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート(令和7年度実施分)

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月



木更津市地域公共交通計画の評価（進行管理）について

■評価について

（１）評価指標に対する評価

各事業の評価指標の進捗度については、以下の３段階を設定します。

「A」・・・目標を達成した。

「B」・・・目標達成に向けて概ね計画のとおり実施した。

「C」・・・事業の見直し等、事業内容や実施時期等の変更を要する。

（２）事業に対する評価

各事業の計画目標の評価に対しては、以下の４段階を設定します。

「A」・・・目標を達成している。

「B」・・・概ね目標の達成が見込まれる。

「C」・・・目標達成に向けて、一部課題がある。

「D」・・・このままでは目標達成が困難である。

■各事業の評価指標

本計画の達成状況を把握するため、事業ごとに次のとおり評価指標と目標値を設定します。この評価指標の進捗状況や各事業の実施状況を毎年把握することで、本計画の進行管理を行います。

【指標一覧】

事業	評価指標	目標値	実績値	事業評価
		（令和１２年度）	（令和７年度）	R7年度
【事業１】 高速バスの利便性向上	高速バスの路線毎の市内バス停の数の合計	64箇所	49箇所	C
【事業２】 木更津金田バスターミナルの機能強化	木更津金田バスターミナルの高速バス乗り入れ便数	147,000便	125,121便	C
【事業３】 バス路線等の再編	路線バスの利用者数	2,580,000人	2,592,775人	A
【事業４】 拠点における円滑な接続				A
【事業５】 新たな交通システムの導入	新たな交通システムの導入地区	5地区	1地区	C
【事業６】 車両のバリアフリー化	ノンステップバス導入率	87.9%	59.6%	B
	ユニバーサルデザインタクシー車両の導入率	41.1%	43.4%	
【事業７】 巖根駅の利便性向上	巖根駅に停車する電車の本数（平日）	現状（上り49本、下り50本）よりも増加	上り49本 下り50本	B
【事業８】 事業者の人材育成	交通事業者と連携した運転士募集に関する取組数 ※計画期間通算実施回数	40件	14件	B
【事業９】 情報発信	木更津市ホームページ閲覧件数のうち、公共交通関連ページの閲覧件数が占める割合	3.7%	4.3%	A

事業	評価指標	目標値	実績値	事業評価
		(令和12年度)	(令和7年度)	R7年度
【事業10】 多言語標記	バスの行き先表示の多言語標記率	100.0%	52.0%	B
	タクシーの翻訳機等配備率	79.9%	83.6%	
【事業11】 新たなモビリティサービスの活用	検討のための協議 ※計画期間通算実施回数	32回	12回	A
【事業12】 事業者間連携によるインセンティブ付与	事業者間連携による取組数	8件	3件	B
【事業13】 モビリティ・マネジメント	公共交通に関するイベントや説明会等の実施回数 ※計画期間通算実施回数	16回	6回	A
【事業14】 久留里線の利用促進	馬来田駅における運行本数	現状（上下17本） 維持	上り17本 下り17本	B

■推進・管理体制

木更津市地域公共交通活性化協議会において、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議を行います。

また、計画期間における社会情勢の変化を踏まえ、見直しが必要な場合は、上位・関連計画との整合を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

推進・管理体制	構成員	役割
木更津市地域公共交通活性化協議会	市民、交通事業者、警察、国の交通施策担当者等	取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議し、計画の進行管理を行います。また、必要に応じて、計画の改定に係る協議を行います。

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標①	高速バスの利便性向上								
事業Ⅰ	高速バスの利便性向上								
実施主体	木更津市、バス事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
まちづくりの進展に合わせた高速バスの利便性向上	検討・協議								
	実施（随時）								
	評価・検証 ※毎年実施								
新たな高速バス路線の検討	県やバス事業者と検討		検討状況を踏まえた取組の実施						
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【運行本数や乗降場所の増減】									
・慢性的なバス運転士不足や労働時間規制等により、高速バスの運行本数は減少に転じています。									
令和7年4月：君津-東京線の再編（君津駅発着便を一部アウトレット発着へ振替）									
館山-新宿線（新宿なのはな号）が運休便の復便									
令和7年6月：三井アウトレットパーク木更津-成田空港線（直通便・土日のみ）の運行開始									
令和7年7月：木更津-羽田空港線が増便									
木更津-品川線が減便									
木更津-横浜線が一部バス停の乗り入れ終了に伴い、乗降場所の減									
令和7年12月：君津-東京線の深夜便（アクアスター号）が平日金曜日及び平日祝前日限定で復便									
館山-新宿線（新宿なのはな号）が土日運行便を毎日運行へ変更									
木更津-川崎線が一部バス停（海ほたる）の乗入れ本数の減									
令和8年3月：館山・君津-羽田線・横浜線が減便									
＜参考：令和7年度高速バスの運行本数や乗降場所＞									
路線数：19路線およびアウトレット直通バス9路線 運行本数：236,259本(前年度比▲7,789本)									
市内バス停の数の合計：49箇所(前年度比▲1箇所)									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標ⅰ	高速バスの路線毎の市内バス停の数の合計（箇所）								策定時(R3)
									55
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
実績値	52	50	49						(R12)
目安値	57	58	59	60	61	62	63	64	
進捗度	C	C	C						64
評価指標ⅱ	木更津金田バスターミナルの高速バス乗入れ便数（便）								策定時(R3)
									136,760
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
実績値	142,090	133,416	125,121						(R12)
目安値	139,144	140,257	141,380	142,511	143,651	144,800	145,958	147,000	
進捗度	A	C	C						147,000
達成の見通しと今後の方針									
高速バス路線につきましては、慢性的なバス運転士不足に加え、いわゆる「2024年問題」への対応として新たな時間外労働の上限規制が開始されたことなどを背景に、路線の再編や減便が行われています。									
これに伴い、市内バス停の設置数や金田バスターミナルへの高速バス乗入れ便数につきましても、減少傾向にある状況です。									
今後につきましては、まちづくりの進展や現在の社会情勢を踏まえた交通需要の把握に努めるとともに、交通事業者と一層の連携を図り、引き続き高速バスの利便性向上を図ります。									
事業評価									
C	目標達成に向けて、一部課題がある								
現在、高速バス路線につきましては、路線の再編や減便が進められている影響を受け、全体として実績値は減少傾向です。									
その一方で、減便が実施された路線がある中においても、新たに運行を開始した路線や、運行の復便が図られた路線が見受けられるなど、最新の交通需要を的確に踏まえた対応を行い、高速バスの利便性向上に努めました。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標①	高速バスの利便性向上								
事業2	木更津金田バスターミナルの機能強化								
実施主体	木更津市、バス事業者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
木更津金田バスターミナルに乗り入れる高速・路線バスの便数増加に向けた、市とバス事業者の連携強化	市とバス事業者の協議（まちづくりの進展状況を踏まえ随時）								
	実施できる取組から随時実施								
	評価・検証 ※毎年実施								
東京・神奈川方面から東京湾アクアラインを経由して県内各地へ向かう高速バス路線について、木更津金田バスターミナルにおける乗継ぎの検討	市、関係自治体、バス事業者の協議								
	実施できる取組から随時実施								
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【木更津金田バスターミナルへの乗入れ路線及び乗換え可能路線の増減：なし】									
【木更津金田バスターミナルへの乗入れ便数の増減】									
令和7年4月：君津-東京線が乗入れ便数減									
令和7年6月：木更津-新宿線が乗入れ便数増									
令和7年7月：木更津-羽田空港線が乗入れ便数増									
木更津-横浜線が土休日（上り）乗入れ便数増、土休日（下り）乗入れ便数減									
木更津-品川線が乗入れ便数減									
令和7年12月：君津-東京線（深夜便）が平日金曜日及び平日祝前日限定で乗入れ便数増									
【木更津金田バスターミナルに乗り入れをしている高速バス：12路線】*運休									
木更津－東京線、君津－東京線、鴨川－東京線、安房小湊・御宿・勝浦－東京線、木更津－品川線、木更津－新宿線、木更津－羽田空港線、木更津－川崎線、木更津－横浜線、木更津－成田空港線*、鴨川－渋谷線*、君津BT-USJ線									
【木更津金田バスターミナルで乗換え可能な高速バス：2路線】鴨川－東京線、鴨川－渋谷線*運休									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	高速バスの路線毎の市内バス停の数の合計（箇所） ※再掲								策定時(R3)
									55
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
実績値	52	50	49						(R12)
目安値	57	58	59	60	61	62	63	64	
進捗度	C	C	C						64
評価指標 ii	木更津金田バスターミナルの高速バス乗入れ便数（便） ※再掲								策定時(R3)
									136,760
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
実績値	142,090	133,416	125,121						(R12)
目安値	139,144	140,257	141,380	142,511	143,651	144,800	145,958	147,000	
進捗度	A	C	C						147,000
達成の見通しと今後の方針									
木更津金田バスターミナルへの高速バス乗入れ便数につきましては、令和5年度は目安値を達成することができましたが、慢性的なバス運転士不足に加え、いわゆる「2024年問題」への対応として新たな時間外労働の上限規制が開始されたことなどを背景に、令和6年度以降は乗入れ便数が減少しています。									
今後につきましては、現在の社会情勢を踏まえた交通需要を把握し、交通事業者と連携を強化するとともに、乗入れ便数の増加を目指します。									
事業評価									
C	目標達成に向けて、一部課題がある								
現在、木更津金田バスターミナルへの高速バスの乗入れにつきましては、路線の再編や減便が進められており、全体として実績値は減少傾向にあります。									
一方で、木更津金田バスターミナルへの乗入れ便数を減少させた路線がある一方、乗入れ便数を増加させている路線もあります。									
また、需要が特に高まる日を的確に判断した上で、当該日における乗入れ便数を増便するなど、需要動向に応じた柔軟な取組も実施し、高速バスの利便性向上に努めました。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標②	路線バスの再編等								
事業3	バス路線等の再編								
実施主体	木更津市、バス事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
拠点ネットワーク型の集約型都市構造の形成を目指したバス路線等の再編	検討	できるところから再編実施（随時）							
	評価・検証 ※毎年実施								
まちづくりの進展や需要の変化を踏まえたバス路線等の見直し	バス路線の見直し（随時見直し）								
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【まちづくりの進展や需要の変化を踏まえたバス路線等の見直し】 令和6年4月：運転業務に係る労働時間の規制強化に伴い、市内10路線で減便やダイヤ改正が行われました。（全体運行本数の4.7%減） ≪減便・ダイヤ改正の主な内容≫ ・早朝の始発便の繰り下げおよび、夜間の最終便時刻の繰り上げ ・年末年始および土休日ダイヤの設定 令和7年7月：三井アウトレットパーク線において、利用者の需要や定時運行確保の観点から、三井アウトレットパーク木更津を起点に系統を木更津駅発着と袖ヶ浦駅発着に2分割するダイヤ改正が行われました。 【路線バスネットワークの再構築に関する協議・意見交換】 ・既存路線の一部延伸によるバス路線網の再構築に向けた検討をバス事業者と行い、他路線との乗り継ぎがしやすくなるよう見直しがされた太田循環線が令和7年10月から運行されています。									
評価指標 i	路線バスの利用者数（人）								策定時(R3)
									1,936,008
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値 (R12)
実績値	2,246,716	2,347,293	2,592,775						2,580,000
目安値	2,184,800	2,241,200	2,297,600	2,354,000	2,410,400	2,466,800	2,523,200	2,580,000	
進捗度	A	A	A						
達成の見通しと今後の方針									
路線バスにつきましては、慢性的なバス運転士不足に加え、いわゆる「2024年問題」への対応として時間外労働の上限規制が新たに開始されたことなどを背景に、ダイヤ改正や減便を余儀なくされている状況にあります。 その一方で、路線バスの利用者数は増加傾向にあり、利便性の確保・向上が一層求められています。 今後につきましても、交通事業者との一層の連携を図りながら、まちづくりの進展や利用需要の変化を的確に捉え、バス路線等の見直しについて検討を進め、バス路線網の再構築を目指します。									
事業評価									
A	目標を達成している								
令和7年度におきましては、太田循環線の日中時間帯における運行ルートの変更をはじめとしたダイヤ改正を実施し、利用環境の改善に努めるなど、路線バスの再編等を行いました。 そのような中、路線バスの利用者数は、近年継続して増加しており、令和7年度の実績値においては、設定した目標値を達成することができました。 一方で、「2024年問題」に起因する減便やダイヤ改正が実施されていることから、改正後の利用状況等を慎重に注視し、必要に応じて目標値の見直しを行うべきか検討する必要があります。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標②	路線バスの再編等								
事業4	拠点における円滑な接続								
実施主体	バス事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
乗り換え及び乗り継ぎに配慮したダイヤ編成	ダイヤ改正の都度、ダイヤを見直す								
	評価・検証 ※毎年実施								
乗継割引の導入・待合環境の向上	検討	実施（必要に応じて見直し）							
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【乗り換え及び乗り継ぎに配慮したダイヤ編成】 ・市は交通事業者に対して円滑な乗換えダイヤの編成を検討するよう促し、交通事業者は、市などから提供される情報を踏まえつつ、検討を行っています。 （参考） 令和8年3月14日に実施されましたJR東日本のダイヤ改正におきましては、本市内の各駅におけるバスとの接続につきまして、特段の影響はありませんでした。									
【乗継割引の導入・待合環境の向上】 ・既存路線の再編により、他路線と乗り継ぎしやすい路線バスが運行されることとなったため、路線バスの利用を促すとともに乗継割引の実施に向けた検討をバス事業者と行いました。 令和8年4月1日から実施されるICカード乗継割引について、バス事業者のホームページ等で周知を行いました。 拠点でのバス同士の乗継制度の導入および、商業施設などの拠点に立地する施設内でバスを待つことができるよう待合スペースの確保についても検討を行っています。									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	路線バスの利用者数（人）※再掲								策定時(R3)
									1,936,008
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値(R12)
実績値	2,246,716	2,347,293	2,592,775						
目安値	2,184,800	2,241,200	2,297,600	2,354,000	2,410,400	2,466,800	2,523,200	2,580,000	2,580,000
進捗度	A	A	A						
達成の見通しと今後の方針									
既存路線の再編により、他路線との乗り継ぎがしやすい路線バスの運行が実現したことや、三井アウトレットパーク木更津の第4期増床に伴い、従業員や来店者が増加したことなどにより、路線バスの利用者数は増加傾向にあります。 今後につきましては、バス事業者に対し、引き続き乗り継ぎがしやすいダイヤ設定を検討するよう促します。 また、商業施設等の拠点において乗り継ぎが生じるような路線再編を行う場合には、利用者の運賃負担が増加することのないよう、乗継割引制度の導入に向けた取組を進めていただくよう、引き続きバス事業者と連携を図ります。									
事業評価									
A	目標を達成している								
他路線との乗り継ぎがしやすい路線バスの運行が実現したことに加え、乗継割引の実施に向け、バス事業者と連携しながら検討を進めるなどし、路線バスの再編等を図りました。 さらに、令和8年4月1日から実施されるICカードによる乗継割引について、バス事業者のホームページ等を通じて周知を行うなど、利用促進に向けた取組がなされました。 なお、路線バスの利用者数は近年、継続的に増加傾向にあり、令和7年度の実績値においては、設定した目標値を達成することができました。 一方で、「2024年問題」に起因する減便やダイヤ改正が実施されている状況を踏まえ、今後については、改正後の利用状況等を慎重に注視するとともに、必要に応じて目標値の見直しを行うべきかどうかについて検討していく必要があります。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標③	新たな交通システムの導入								
事業5	新たな交通システムの導入								
実施主体	木更津市、市民、タクシー事業者、バス事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
交通不便地域における 新たな交通システムの導入	本格運行（導入済みの地区）								
	説明会開催 (順次実施)	導入検討	実証運行	本格運行					
			導入検討	実証運行	本格運行				
				導入検討	実証運行	本格運行			
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【交通不便地域における新たな交通システムの導入】									
・「新たな交通システム導入の基本的な考え方」に基づき、まちづくり協議会等の地域主体による新たな交通システムの導入を促進し、市は支援を行います。									
○令和7年度のまちづくり協議会等との協議状況									
・東清川地区まちづくり協議会（説明会①8/8(金)、②9/7(日)、③1/27(火)、④3/15(日)） 事業者委託形式のデマンドタクシーの導入の可能性について本格検討を行うこととなり、地域内の需要調査に向けてアンケートを行いました。									
・市原市デマンドタクシー視察（7/9(水)） 地域運営によるデマンドタクシーの導入経緯や運営方法、市の関わり方を確認しました。									
・岩根東地区まちづくり協議会（意見交換5/7(水)、2/28(土)） まちづくり協議会が「お助け活動」の一環として行う「運転を伴う付き添いサービス」の検討内容等について、市関連部署とともに意見交換を行いました。									
・千葉県タクシー協会南房支部(意見交換①7/17(木)、②2/2(月)） まちづくり協議会等の地域主体が新たな交通システムの運行委託を行うことについて、意見交換を行いました。									
・千葉トヨタ自動車株式会社(意見交換3/24(火)） デマンドタクシーの導入の可能性について意見交換を行い、事業者が自治体で導入を進めている自家用有償旅客運送について説明を受けました。									
○富来田地区自家用有償旅客運送の状況									
・地域公共交通活性化協議会にて、輸送および収支の状況を報告し、状況改善に向けた意見交換を行いました。									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	新たな交通システムの導入地区(地区)								策定時(R3)
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	I地区
実績値	1	1	1						目標値 (R12) 5地区
目安値	1	2	2	3	3	4	4	5	
進捗度	B	B	B						
達成の見通しと今後の方針									
これまで、まちづくり協議会等と継続的に協議を重ねてきたところですが、現時点での導入実績はI地区にとどまっており、実績値につきましても、目安として設定した水準には達していない状況にあります。									
今後におきましては、引き続き他自治体等からの情報収集に努め、交通不便地域における新たな交通システムの導入に向けた検討を進めます。									
また、富来田地区で運行されている自家用有償旅客運送につきましても、利用需要や運行上の課題等を把握・整理した上で、関係者と連携しながら課題解決を図り、持続可能な運行体制の確立を目指します。									
事業評価									
C	目標達成に向けて、一部課題がある								
現時点におきましては、当該取組の導入実績はI地区にとどまっており、また、その実績値につきましても、目安として設定した水準には未だ達していない状況です。									
一方で、新たな交通システムの導入に向けて、他自治体における取組事例の視察を行うとともに、まちづくり協議会との協議を重ねました。									
さらに、タクシー事業者との意見交換を実施するとともに、企業側から事業提案を受けるなど、幅広い観点からの情報収集に努めました。									
今後におきましても、引き続き他自治体等の先行事例に関する情報収集を行うとともに、交通不便地域における新たな交通システムの導入に向け、課題の整理や検討を進めます。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標④	利用しやすい環境の整備							
事業6	車両のバリアフリー化							
実施主体	バス事業者、タクシー事業者							
取組内容・スケジュール								
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
バス車両のバリアフリー化の推進	車両更新時に、ノンステップバスを導入							
	評価・検証 ※毎年実施							
タクシー車両のバリアフリー化の推進	車両更新時に、ユニバーサルデザインタクシーを導入							
	評価・検証 ※毎年実施							
取組状況								
【バス車両のバリアフリー化の推進】								
・木更津市内に本社または営業所があるバス会社：2社								
・ノンステップバスの台数：34台								
・バス台数の合計：57台								
・導入率：59.6%								
【タクシー車両のバリアフリー化の推進】								
・木更津市内に本社または営業所があるタクシー会社：6社								
・ユニバーサルデザイン車両数：95台								
・タクシー台数の合計：219台								
・導入率：43.38%								
目標値に対する実績値の進捗評価								
評価指標 i	ノンステップバス導入率(%)							策定時(R3) 56.5%
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実績値	56.9	56.9	59.6					目標値(R12)
目安値	67.5	70.6	72.2	77.4	79.6	82.7	84.8	87.9
進捗度	B	C	C					87.9%
評価指標 ii	ユニバーサルデザインタクシー導入率(%)							策定時(R3) 24.7%
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実績値	26.5	27.9	43.4					目標値(R12)
目安値	28.3	30.1	32	33.8	35.6	37.4	39.2	41.1
進捗度	B	B	A					41.1%
達成の見通しと今後の方針								
令和7年度におきましては、ユニバーサルデザインタクシーの導入率については、設定した目安値を達成することができました。								
一方で、ノンステップバスの導入率につきましては、目安として設定した水準には未だ達していない状況にあります。								
ノンステップバスにつきましては、運行地域の道路状況等により、低床構造の車両では走行中に床下を道路に接触させてしまうおそれがあるなどの課題があり、こうした事情から導入が進みにくい地域があることが要因の一つとなっています。								
しかしながら、今後につきましては、可能な範囲で導入が図られるよう、引き続きバス事業者と連携を図ります。								
また、ユニバーサルデザインタクシーにつきましても、現状にとどまることなく、さらなる導入率の向上が図られるよう、引き続きタクシー事業者と連携を図ります。								
事業評価								
B	概ね目標の達成が見込まれる							
これまで交通事業者と連携し、バリアフリー車両の導入促進に向けた取組を進めてました。								
その結果、令和7年度においては、ユニバーサルデザインタクシーの導入率について、設定した目安値を達成することができました。								
一方、ノンステップバスの導入率につきましては、目安として設定した水準には未だ達していない状況にあります。								
しかしながら、評価指標における実績値は着実に増加しており、誰もが利用しやすい交通環境の整備が図られています。								

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標④	利用しやすい環境の整備								
事業7	巖根駅の利便性向上								
実施主体	木更津市、鉄道事業者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
総武線快速電車の停車等についての協議・要望	総武線快速電車の停車について協議 (随時実施)								
	普通電車の増便要望								
	評価・検証 ※毎年実施								
東側改札口の開設	整備 評価・検証								
岩根人道跨線橋エレベーター設置	EV設置 評価・検証								
取組状況									
【総武線快速電車の停車等についての協議・要望】 - 千葉県JR線複線化等促進期成同盟の要望活動を通じて、巖根駅への快速停車対応のためホーム延伸に係る駅施設整備や駅係員による対応体制の充実を求めました。 - 木更津市企画部地域政策室においても、令和7年7月に鉄道事業者と巖根駅の総武線快速停車等の利便性向上について個別協議を行いました。 〈参考：実施済みの取組〉 【東側改札口の開設】 - 半導体不足の影響から改札機器の調達時期が遅れ、鉄道事業者による着工が令和6年3月となり、供用開始は令和6年12月となりました。 【岩根人道跨線橋エレベーター設置】 - 令和4年度着工、令和6年1月に供用を開始しました。									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	巖根駅に停車する電車の本数 (平日) (本)							策定時(R3) 上り49本, 下り50本	
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実績値	上り	49	49	49					目標値(R12) 現状よりも増加
	下り	50	50	50					
達成の見通しと今後の方針									
電車の運行本数 (平日) につきましては、上り・下りともに、現在のところ現状維持が図られている状況にあります。 今後につきましては、千葉県JR線複線化等促進期成同盟の活動を通じ、総武線快速電車の停車や駅係員による対応体制の充実等に関する協議を進めます。 併せて、市といたしましても鉄道事業者との個別協議を継続的に行い、巖根駅の利便性向上に努めます。									
事業評価									
B	概ね目標の達成が見込まれる								
東側改札口の開設に伴い、JR 巖根駅のバリアフリー化が図られ、利用しやすい環境の整備に努めました。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標④	利用しやすい環境の整備								
事業8	事業者の人材育成								
実施主体	木更津市、交通事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
ホスピタリティの推進	取組の継続 評価・検証 ※毎年実施								
運転士の募集支援	周知PR等の支援の実施(随時) 評価・検証 ※毎年実施								
無人自動運転に関する情報収集・検討	調査・検討 評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【ホスピタリティの推進】 - 交通事業者は、運転士の接遇(接客マナー)の向上や、介護を必要とする方への対応などのホスピタリティを推進するため、社内研修を毎年実施しています。 【運転士の募集支援】 - 千葉県および木更津市はホームページ等で運転士募集に関する情報掲載を行い、運転士募集に関する情報提供を行いました。 - 令和7年11月に木更津市とハローワーク木更津が共催で「運転・介護・看護のお仕事説明面接会inイオンモール木更津」を開催しました。 - 令和7年9月に木更津市が開催した「木更津市合同就職説明会」に市内事業者が参加しました。 - 令和7年9月、令和8年1月に千葉県が開催した「千葉県バス会社合同就職説明会」に市内事業者が参加しました。 【無人自動運転に関する情報収集・検討】 - 国土交通省および事業者主催の勉強会への参加や、先進自治体の視察等の情報収集を行いました。									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標	交通事業者と連携した運転士募集に関する取組数(件) ※計画期間通算実施回数								策定時(R3) 0件
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値(R12)
実績値	2	8	13						40件
目安値	5	10	15	20	25	30	35	40	
進捗度	B	B	B						
達成の見通しと今後の方針									
取組件数につきましては、令和7年度の実績値において目安値には達していませんが、翌年度以降に目安値を達成できるよう、引き続き交通事業者と連携し、取組の実施に努めます。 なお、市といたしましても、関係機関と連携し、合同説明会の開催などを通じて運転手確保に向けた支援に努めるとともに、人材不足の解消に取り組めます。									
事業評価									
B	概ね目標の達成が見込まれる								
交通事業者においては、運転士の接遇(接客マナー)の向上を図るため、社内研修等を実施いたしました。 また、募集チラシの作成や新聞折り込みによる配付を行うなど、積極的に採用面接会を実施いたしました。 さらに、市においても、関係機関と連携し、合同説明会の開催などを通じて、運転手の確保に向けた支援を行うなどし、利用しやすい環境の整備に努めました。 なお、交通事業者においては、自動運転技術の活用についても、今後検討を進めていく予定としています。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標④	利用しやすい環境の整備							
事業9	情報発信							
実施主体	木更津市、交通事業者							
取組内容・スケジュール								
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
ホームページ等を活用した わかりやすい情報の提供	取組の継続 (随時更新)							
	評価・検証 ※毎年実施							
取組状況								
【ホームページ等を活用したわかりやすい情報の提供】 ≪市ホームページ≫ ・市ホームページ「高速バス特設ページ」や「路線バス案内」に最新情報を掲載し、市公式LINE等のSNSを通じて公共交通に関する情報発信を行いました。 ・交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙へ掲載しました。 ・太田循環線の日中時間帯ルート変更の周知に併せて、路線バスの利用による各種メリットのほか、利用促進に関する記事を市ホームページ、市広報紙へ掲載しました。 ・令和7年度「木更津市公共交通に関するホームページ」総アクセス件数：277,942件 (+43,030件) ≪その他媒体≫ ・地域のフリーマガジンに高速バスの路線図・時刻表を掲載。 ・市の広報紙(10月号)に鉄道及び路線バスの利用を促す記事を掲載。								
目標値に対する実績値の進捗評価								
評価指標：	木更津市ホームページ閲覧件数のうち、公共交通関連ページの閲覧件数が占める割合 (%)							策定時(R3)
								1.6%
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実績値	4.3	3.3	4.3					
目安値	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
進捗度	A	B	A					
目標値 (R12)								
3.7%								
達成の見通しと今後の方針								
令和7年度におきましては、閲覧件数が目安値を達成することができました。 今後につきましても、市ホームページ等を積極的に活用し、公共交通に関する認知度のさらなる向上を図るため、継続的な情報発信に努めます。								
事業評価								
A	目標を達成している							
市ホームページに設置しております「高速バス特設ページ」や「路線バス案内」において最新情報を随時掲載しました。 併せて、市公式LINEをはじめとする各種SNSを活用し、公共交通に関する情報発信を行うなど、わかりやすい情報提供に努め、より利用しやすい環境の整備を図りました。 なお、令和7年度においては目標値を達成することができましたが、前年度においては目標値を下回る状況も確認されています。 このため、今後につきましても、閲覧件数の推移を慎重に注視しながら、必要に応じて目標値の見直しについて検討を進めます。								

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標④	利用しやすい環境の整備								
事業10	多言語標記								
実施主体	バス事業者、タクシー事業者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
案内看板等の多言語標記化の推進	取組の継続（随時更新）								
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【案内看板等の多言語標記化の推進】									
(1)バスの行き先表示の多言語標記率									
「バス車両の前後や側面に掲げた行き先表示が多言語標記されたバス路線数」の占める割合									
・路線バス・高速バスの路線数：50路線（前年度比+1）									
・うち多言語標記等導入路線数：26路線（前年度比+1）									
・導入率：52.00％									
(2)タクシーの翻訳機等配備率									
翻訳機等が配備されたタクシー車両数の占める割合									
・タクシー台数の合計：219台（前年度比▲7）									
・うち多言語標記等導入車両数：183台（前年度比+35）									
・導入率：83.6％									
【外国人にとってわかりやすい多言語標記化等の例】									
≪多言語標記≫									
・行き先表示、車内電光掲示板の多言語化 ・言語切り替え可能のタブレット端末の搭載									
≪音声案内≫									
・運転手の翻訳アプリ携行 ・多言語による車内アナウンス									
≪パンフレット≫									
・車内シートベルト着用のお願いや緊急時の対応方法等の記載									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	バスの行き先表示の多言語標記率（％）								策定時(R3)
									50.9％
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
実績値	50.9	51	52						(R12)
目安値	61.9	67.4	72.9	78.4	83.9	89.4	94.9	100	
進捗度	B	B	B						100％
評価指標 ii	タクシーの翻訳機等配備率（％）								策定時(R3)
									57.5％
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値
実績値	58.7	65.5	83.6						(R12)
目安値	62.5	65	67.5	70	72.5	75	77.5	79.9	
進捗度	B	A	A						79.9％
達成の見通しと今後の方針									
令和7年度におきましては、タクシーの翻訳機等配備率については、設定した目標値を達成することができました。									
一方で、バスの行き先表示の多言語標記率につきましては、目安として設定した水準には未だ達していない状況にあることから、今後においても、可能な範囲で導入が進められるよう、引き続きバス事業者と連携を図ります。									
また、タクシーの翻訳機等配備率につきましても、現状にとどまることなく、さらなる配備率の向上が図られるよう、引き続きタクシー事業者と連携を図ります。									
事業評価									
B	概ね目標の達成が見込まれる								
令和7年度におきましては、タクシーにおける翻訳機等の配備率について、設定した目安値を達成することができました。									
一方、バスの行き先表示の多言語表記率につきましては、目安として設定した水準には未だ至っていないに状況ではあります。									
しかしながら、評価指標における実績値は僅かながらも着実に増加しており、改善が進んでいることから、誰もが利用しやすい交通環境の整備が図られています。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標④	利用しやすい環境の整備								
事業II	新たなモビリティサービスの活用								
実施主体	木更津市、交通事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
新たなモビリティサービスの活用	調査・研究、調整・協議								
	実施できる取組を順次展開								
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【新たなモビリティサービスの活用】 ・AIオンデマンド交通等の新たなモビリティサービスについて、木更津市と交通事業者で情報交換を令和7年度は4回行いました。(意見交換①4/11(金)、②8/29(金)、③10/15(水)、④3/24(火)) ・AIオンデマンド交通「チョイソコ」を導入している先進自治体の現地視察を行い、導入の背景や事業スキーム、導入に係る調整等について説明を受けました。(7/7(月)) ・グリーンスローモビリティ車両の活用事例について、先進自治体の現地視察を行い、実施方法や課題点等について説明を受けました。(10/24(金)) ・自動運転技術に関する先進自治体の現地視察を行い、自動運転バスの実施方法や課題点等について説明を受けました。(2/27(金)) ・自動運転バスの導入に関する他地域の事例について、事業者から情報提供を受けました。(①8/29(金)、②10/23(木))									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	検討のための協議回数(回) ※計画期間通算実施回数								策定時(R3)
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標値(R12)
実績値	4	8	12						
目安値	4	8	12	16	20	24	28	32	32
進捗度	A	A	A						
達成の見通しと今後の方針									
公共交通を利用しやすい環境の整備を図るため、AIオンデマンド交通等の新たなモビリティサービスの活用について、交通事業者と継続的に協議を重ね、目安値を達成することができました。 今後につきましても、引き続き交通事業者等との協議・連携を行い、社会のニーズを的確に捉えながら、新たなモビリティサービスの活用について検討を進めます。									
事業評価									
A	目標を達成している								
公共交通を利用しやすい環境の整備を推進するため、AIオンデマンド交通等の新たなモビリティサービスの活用について、交通事業者と継続的に協議を重ねました。 また、先進的な取組を行う自治体への現地視察を実施し、導入に至った背景や事業スキーム、具体的な実施方法、ならびに運用上の課題等について情報収集を図るなど、公共交通の利用しやすい環境の整備に努めました。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標⑤	公共交通の維持に向けた利用促進							
事業12	事業者間連携によるインセンティブ付与							
実施主体	バス事業者、その他関係者（施設関係者）							
取組内容・スケジュール								
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
運賃割引券等の導入	取組の継続（取組改善や新規取組を随時検討・実施） 評価・検証 ※毎年実施							
取組状況								
【運賃割引券等の導入】 ・イオンモール木更津で1,000円以上の買い物をした方を対象に、イオンモール木更津発のバス運賃に対して、100円割引券を発行いたしました。 ・「木更津－鴨川線」では、イオンモール木更津～鴨川間の往復割引乗車券を販売し、両社が広報活動において連携・協力を行いました。 （参考：往復料金） イオンモール木更津～鴨川間：通常3,160円 ⇒ 2,200円 ※3日間有効 ・高速バス（新宿線・東京線）の乗車券と三井アウトレットパーク木更津の買い物券のセット販売を行いました。								
目標値に対する実績値の進捗評価								
評価指標 i	事業者間連携による取組数（件）							策定時(R3) 4件
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実績値	3	3	3					
目安値	4	5	5	6	6	7	7	8
進捗度	B	B	B					
達成の見通しと今後の方針								
バス事業者におきましては、市内の大型商業施設と連携し、一定額以上の買い物をされた方を対象に、一般路線バスに掛かる運賃の割引を行う制度などを実施しました。 しかしながら、現時点では、当初設定した目安値には至っていない状況にあります。 今後につきましては、さらなる公共交通利用者の獲得を目的として、事業者間で連携を図りながら、新たなインセンティブの付与について検討します。								
事業評価								
B	概ね目標の達成が見込まれる							
バス事業者においては、市内の大型商業施設と連携を図り、路線バスの運賃割引制度の実施や、直行バス乗車券と施設で利用できるお買物券がセットになったお得なプランを提供する取組などを行い、公共交通の維持に向けた利用促進に努めました。 今後につきましては、引き続き公共交通の維持・確保を図るため、より一層の利用促進につながる新たなインセンティブの付与を検討します。								

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標⑤	公共交通の維持に向けた利用促進								
事業13	モビリティ・マネジメント								
実施主体	木更津市、市民、バス事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
公共交通の乗り方教室などの実施	本格運行（導入済みの地区）								
	導入検討		新規取組の実施						
	評価・検証 ※毎年実施								
エコ通勤の推進	市職員のエコ通勤を促す		市全域を対象としたエコ通勤の展開						
	評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【公共交通の乗り方教室などの実施】 ・木更津市主催イベント（きさらづ防災フェスタ）で、日東交通による「路線バス乗車体験会」を実施しました。（12/6(土)） ・久留里線活性化協議会による「久留里線の乗り方教室」を実施しました。（1/17(土)） 【エコ通勤の推進】 ・市職員を対象に公共交通や自転車・徒歩による通勤を促す「エコ通勤チャレンジ」を令和7年度は1回実施しました。 ・時期：令和7年6月1日～6月30日 ・結果：エコ通勤に取り組んだ(既に取り組んでいる)人数/アンケート回答者数 281人/836人									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	公共交通に関するイベントや説明会等の実施回数（回） ※計画期間通算実施回数								策定時(R3)
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	3回 (3か年通算)
実績値	2	4	6						目標値(R12)
目安値	2	4	6	8	10	12	14	16	16回
進捗度	A	A	A						
達成の見通しと今後の方針									
路線バスの乗車体験会及び久留里線の乗り方教室を開催した結果、実績値は目標としていた目安値を達成することができました。 今後につきましては、引き続き乗り方教室等の開催に取り組むとともに、対象者のさらなる拡大を目指し、より効果的な実施方法の工夫についても検討します。									
事業評価									
A	目標を達成している								
路線バスの乗車体験会及び久留里線の乗り方教室を開催し、公共交通に触れる機会を創出するなど、公共交通の利用促進に向けた取組を実施しました。 また、木更津市職員に対して、公共交通の維持、地球環境の保全、健康増進の観点からエコ通勤への協力を求めるなど、通勤時における公共交通機関等の利用促進を図りました。									

木更津市地域公共交通計画 事業評価シート (令和 7 年度実施分)

計画目標⑤	公共交通の維持に向けた利用促進								
事業14	久留里線の利用促進								
実施主体	木更津市、鉄道事業者、その他関係者								
取組内容・スケジュール									
取組内容	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
J R 久留里線活性化協議会 による事業の実施	J R 久留里線活性化協議会等による利用促進事業の実施 評価・検証 ※毎年実施								
取組状況									
【J R 久留里線活性化協議会による事業の実施】 (1)久留里線の乗り方教室の実施 ・沿線地域在住の小学生及び保護者を対象に、J R 久留里線に実際に乗車する乗り方教室を実施 ・実施日：令和8年1月17日（日） ・参加者：計13組（26名） (2)久留里線プレゼントキャンペーンの実施 ・実施期間：令和7年10月5日（日）～令和8年1月31日（土） ・久留里線の各駅・車両で「エキタグ」を利用し、デジタルスタンプを集めた方から抽選で計40名に、久留里線活性化協議会の各構成団体による「豪華賞品」を贈呈。 ・キャンペーン参加者：867名 (3)久留里線活性化協議会地域連携イベントの実施 ・久留里ナイト酒ミュージアムええもん夜いちでのおもてなし（令和7年9月13日（土）） ・久留里ええもんいちでのおもてなし（令和7年11月23日（日）） ・東京ドイツ村イルミネーション無料シャトルバス（令和7年10月5日（日）～令和8年1月31日（土）） ・久留里線に乗ってさつまいも堀り（令和7年10月12日（日）） ≪参考：久留里線活性化協議会と地域イベント・各種団体等との連携・コラボレーション≫ ・久留里線沿線地域への来訪促進のため、久留里線沿線で開催されるイベント等（地域行事）への協力・共催や観光施設等と連携した取組を実施します。 ・連携する団体・取組例：久留里ええもんいち、久留里酒ミュージアム									
目標値に対する実績値の進捗評価									
評価指標 i	馬来田駅における運行本数（本）							策定時(R3)	
								上り17本, 下り17本	
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実績値	上り	17	17	17					目標値(R12)
	下り	17	17	17					現状維持
達成の見通しと今後の方針									
馬来田駅における運行本数につきましては、上り・下りともに、現時点では現行の運行本数が維持されている状況にあります。 今後につきましては、JR久留里線活性化協議会の活動を通じ、各種イベントの開催などを行いながら、久留里線の利用促進に向けた各種事業に引き続き取り組みます。									
事業評価									
B	概ね目標の達成が見込まれる								
久留里線の乗り方教室の開催、久留里線プレゼントキャンペーンの実施、ならびに久留里線活性化協議会による地域連携イベントの開催を通じて、公共交通の維持に向けた利用促進を図りました。									

【議題3】 令和9年度地域間幹線系統確保維持計画について

地域に必要なバス路線のうち、広域的・幹線的な地域間幹線系統（本地域では、「馬来田線」「三島線」「姉ヶ崎線」「君津市内循環線」「畑沢線」「高倉アカデミア線」「富津線」「木更津鴨川線」）の維持を図るため、国からの補助（「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）」）を活用するために、個別計画を策定するものです。

1 地域間幹線系統補助とは

- ・地域公共交通確保維持事業の補助メニューの1つ
- ・補助要件
 - ①複数市町村にまたがる系統であること
 - ②1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ③輸送量が15人～150人／日と見込まれること
 - ④経常赤字が見込まれること
- ・補助対象者は運行事業者

2 令和9年度地域間幹線系統について

(1)対象期間 令和8年10月から令和9年9月

(2)対象系統

- ・馬来田線、三島線、姉ヶ崎線、君津市内循環線、畑沢線、高倉アカデミア線、富津線、木更津鴨川線

3 対象系統の計画への位置づけ

(1)木更津市地域公共交通計画

- ・8系統ともに地域公共交通確保維持事業により運行の確保および維持することを位置づけている。

(2)地域間幹線系統確保維持計画（地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統））

- ・別紙案のとおり位置づけることについて、ご審議願います。

令和 9 年度地域間幹線系統確保維持計画について

令和 9 年度木更津市地域公共交通計画 別紙（地域間幹線）

令和 8 年 6 月 日

（名称）木更津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 4」を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和7年度 - 第1回 開催日：令和7年5月21日（水） 議 題：令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について - 第3回 開催日：令和8年1月28日（水） 議 題：令和7年度地域間幹線系統確保維持計画の事業評価について ・ 令和8年度 - 第1回 開催日：令和8年6月25日（木） 議 題：令和9年度地域間幹線系統確保維持計画について
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。
16. 協議会の構成員
(1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者 (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者 (5) 鉄道事業者 (6) 学識経験者 (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 (9) 木更津警察署長又はその指名する者 (10) 木更津市長又はその指名する者 (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (12) 道路管理者又はその指名する者 (13) 自家用有償旅客運送者（福祉有償運送を行う者を除く。） (14) そのほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県木更津市富士見1-2-1

(所 属) 木更津市企画部地域政策室

(氏 名) 鹿子 智大

(電 話) 0438-23-7426

(e-mail) chiiki@city.kisarazu.lg.jp

令和9年度木更津市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

分科会名：君津分科会

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通株式会社	馬来田線	木更津駅東口・東横田（清見台東）	・横田、清川、祇園、清見台沿線地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・東邦病院への通院に必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市
						市広報紙及び市ホームページへの利用促進記事の掲載	令和8年10月以降実施	袖ヶ浦市
2	日東交通株式会社	三島線	木更津駅西口・中島（八重原）	・小糸・八重原地区から君津中央病院への通院、及び木更津駅までのアクセスとして必要。 ・沿線の木更津高校、君津特別支援学校及び君津高校（上総キャンパス）への通学として必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市

						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、君津市
3	日東交通株式会社	姉ヶ崎線	姉ヶ崎駅・茅野（平岡小）	・馬来田・上泉・椎の木台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通学として必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ウェブサイト等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、市原市
						市広報紙及び市ホームページへの利用促進記事の掲載	令和8年10月以降実施	袖ヶ浦市
4	日東交通株式会社	姉ヶ崎線	姉ヶ崎駅・茅野（桜台団地）	・馬来田・上泉・桜台等の沿線住民の姉ヶ崎駅までの通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・都立しいの木特別支援学校への通勤、通学等のアクセスとして必要。 ・姉崎病院へのアクセスとして必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ウェブサイト等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、市原市
						市広報紙及び市ホームページへの利用促進記事の掲載	令和8年10月以降実施	袖ヶ浦市

5	日東交通株式会社	君津市内循環線	八重原 A 3 棟前・君津駅北口（君津製鐵所）	・日本製鉄東日本製鉄所君津地区及び関連企業の通勤として必要。 ・八重原・大和田・畑沢・陽光台地区の君津駅までのアクセスとして必要。 ・君津特別支援学校への通学として必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、君津市
6	日東交通株式会社	畑沢線	木更津駅西口・君津駅南口（東畑沢）	・陽光台・畑沢地区、君津駅等から君津中央病院への通院として必要。 ・陽光台・畑沢地区から木更津駅・君津駅までの通勤等のアクセスとして必要。 ・木更津高校への通学として必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、君津市
7	日東交通株式会社	高倉アカデミア線	木更津駅東口・かずさ小糸南（かずさパーク）	・かずさアカデミアパーク内企業の通勤手段として必要。 ・矢那・太田地区等の通勤・通学及び木更津駅へのアクセスとして必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイア改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市

						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、君津市
8	日東交通株式会社	富津線	木更津駅西口・富津公園（青堀駅）	・富津沿線地区から青堀駅までのアクセスとして必要。 ・人見・大和田地区から青堀駅、木更津駅までのアクセスとして必要。 ・桜井地区から木更津駅までのアクセスとして必要。 ・日本製鉄東日本製鉄所君津地区とその関連企業及びソニー木更津等への通勤として必要。 ・桜井地区学童の木更津第二小学校への通学に必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市、富津市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市
						路線バスを利用する際の利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、君津市、富津市
						商業施設・観光施設等との連携サービスの実施	令和8年10月以降実施	富津市
						公共交通マップの配布	令和8年10月以降実施	富津市
9	日東交通株式会社	木更津鴨川線	亀田病院・イオンモール木更津（鴨川駅・かずさパーク）	・沿線住民の亀田病院等医療機関への通院、通勤手段として必要。 ・沿線の職場（かずさアカデミアパーク内企業等）への通勤や木更津駅、鴨川駅への利用として必要。 ・沿線の各学校への通学として必要。	令和8年度と比較して、収支率1%以上改善	タウン誌への路線情報の掲載	令和8年10月以降実施	日東交通
						JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討	令和8年10月以降実施	日東交通
						路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施	令和8年10月以降実施	日東交通、木更津市、君津市
						公共交通乗り方教室の開催	令和8年10月以降実施	鴨川市
						エコ通勤の推進	令和8年10月以降実施	木更津市

				・大型ショッピングモールへの通勤、買い物利用として必要。	ウェブ等を活用し路線に関する情報等を発信	令和8年10月以降実施	鴨川市
					市広報紙にバス利用を促す記事を掲載	令和8年10月以降実施	鴨川市
					路線バスを利用する利点、交通事業者が実施している高齢者や免許証返納者への助成制度について、ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	木更津市、君津市

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
木更津市	日東交通株式会社	(1) 馬来田線	3,076.0	
	日東交通株式会社	(2) 三島線	2,683.5	
	日東交通株式会社	(3) 姉ヶ崎線	3,662.0	
	日東交通株式会社	(4) 姉ヶ崎線	2,787.5	
	日東交通株式会社	(5) 君津市内循環線	7,745.0	
	日東交通株式会社	(6) 畑沢線	3,056.5	
	日東交通株式会社	(7) 高倉アカデミア線	5,989.0	
	日東交通株式会社	(8) 富津線	8,830.0	
	日東交通株式会社	(9) 木更津鴨川線	11,247.0	
合 計			49,076.5	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	日東交通株式会社
------	----------

令和	9	年度
----	---	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km					経常収支率	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		km					経常収支率	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		km					経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
千葉			
千葉			

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
千葉	373 円 95 銭	538 円 35 銭	373 円 95 銭	0 円 0 銭	
千葉	373 円 95 銭	538 円 35 銭	373 円 95 銭	0 円 0 銭	

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
				起点	主な経由地	終点				計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程			系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率				
													①＝カッコ内	②	①×②＝③			チ	オ			オ÷チ＝ク
千葉	1		馬来田	木更津駅東口	清見台東	東横田	365 日	3,817.5 (10.4)	回	2.1	21.8 人	往12.4Km 復12.4Km	(平均) 12.4km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	2		三島	木更津駅西口	八重原	中島	365 日	2636 (7.2)	回	2.4	17.2 人	往14.5Km 復14.5Km	(平均) 14.5km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	3		姉ヶ崎	姉ヶ崎駅	平岡小前	茅野	365 日	2,362.5 (6.4)	回	3.5	22.4 人	往14.7Km 復14.7Km	(平均) 14.7km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	4		姉ヶ崎	姉ヶ崎駅	桜台団地	茅野	365 日	1580.5 (4.3)	回	4.3	18.4 人	往16.6Km 復16.6Km	(平均) 16.6km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	5		君津市内循環	八重原A3棟	君津製鉄所 君津健康センター	君津駅北口	365 日	3,093.5 (8.4)	回	3.7	31.0 人	往20.8Km 復20.8Km	(平均) 20.8km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	6		畑沢	木更津駅西口	東畑沢 陽光台	君津駅南口	365 日	3241 (8.8)	回	2.6	22.8 人	往12.3Km 復12.3Km	(平均) 12.3km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	7		高倉アカデミア	木更津駅東口	マズサー	かずさ小糸南	365 日	3267 (8.9)	回	3.8	33.8 人	往16.1Km 復16.1Km	(平均) 16.1km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	8		富津	木更津駅西口	青堀駅	富津公園	365 日	4734.5 (12.9)	回	4.4	56.7 人	往15.1Km 復15.1Km	(平均) 15.1km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
	11		木更津鴨川	亀田病院	マズサー	イオンモール木更津	365 日	1825 (5.0)	回	3.6	18.0 人	往61.0Km 復61.1Km	(平均) 61.0km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%	
合計			系統									往183.5km 復183.6km	183.5km									

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ+ ヌ))÷チニ ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用が ある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間に における実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益控 除額 ケとgのい ずれか少な い額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適 用後のキロ当 たり経常収益 ノーh=ノ"		経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ÷マ=f		
千葉	1	0	100.000%	95,055.7 km	35,546,079円	116円.70銭	0円.00銭	0円.00銭	116円.70銭	116円.70銭	10,464,277円	95,055.7 km	110円.08銭	11,183,344円	95,142.9 km	117円.54銭	11,644,376円	95,055.7 km	122円.50銭	11,093,000 円
	2	0	100.000%	76,549.4 km	28,625,648円	143円.13銭	0円.00銭	0円.00銭	143円.13銭	143円.13銭	10,805,405円	77,130.2 km	140円.09銭	10,941,330円	77,028.6 km	142円.04銭	11,266,071円	76,491.3 km	147円.28銭	10,956,515 円
	3	0	100.000%	69,646.5 km	26,044,308円	198円.95銭	0円.00銭	0円.00銭	198円.95銭	198円.95銭	14,005,445円	69,734.9 km	200円.83銭	14,069,809円	69,572.8 km	202円.23銭	13,479,799円	69,558.0 km	193円.79銭	13,856,171 円
	4	0	100.000%	52,662.2 km	19,693,029円	222円.19銭	0円.00銭	0円.00銭	222円.19銭	222円.19銭	12,942,809円	62,741.5 km	206円.28銭	13,009,424円	57,643.6 km	225円.68銭	12,352,527円	52,645.6 km	234円.63銭	11,701,014 円
	5	0	100.000%	128,875.2 km	48,192,881円	198円.07銭	0円.00銭	0円.00銭	198円.07銭	198円.07銭	27,871,247円	152,059.0 km	183円.29銭	27,003,031円	137,602.9 km	196円.23銭	27,668,874円	128,875.2 km	214円.69銭	25,526,310 円
	6	0	100.000%	79,923.0 km	29,887,205円	149円.13銭	0円.00銭	0円.00銭	149円.13銭	149円.13銭	12,728,367円	89,367.8 km	142円.42銭	11,882,106円	84,534.4 km	140円.55銭	13,116,708円	79,775.1 km	164円.42銭	11,918,916 円
	7	0	100.000%	105,589.4 km	39,485,156円	195円.50銭	0円.00銭	0円.00銭	195円.50銭	195円.50銭	18,437,467円	106,397.4 km	173円.28銭	21,160,436円	105,702.5 km	200円.18銭	22,589,493円	106,025.7 km	213円.05銭	20,642,727 円
	8	0	100.000%	143,474.9 km	53,652,438円	229円.60銭	0円.00銭	0円.00銭	229円.60銭	229円.60銭	39,135,706円	176,525.4 km	221円.70銭	35,928,083円	159,931.8 km	224円.64銭	34,757,402円	143,338.7 km	242円.48銭	32,941,837 円
	11	0	100.000%	222,796.0 km	83,314,564円	118円.95銭	0円.00銭	0円.00銭	118円.95銭	118円.95銭	25,723,617円	222,307.6 km	115円.71銭	26,438,183円	222,673.9 km	118円.73銭	27,243,781円	222,551.8 km	122円.41銭	26,501,584 円
合計				974,572.3 km	364,441,308円						172,114,340円	1,051,319.5 km		171,615,746円	1,009,833.4 km		174,119,031円	974,317.1 km		165,138,074 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗入 部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助 額を控除した額
			カーヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ'＝ツ'	ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数 ＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ムーラ＝ウ
千葉	1	0	24,453,079 円	15,995,735 円	15,995,735 円	15,995,735 円	15,995,735 円	6,152,205 円	6,152 千円	3,076.0 千円	24,453,079 円	21,377,079 円
	2	0	17,669,133 円	12,881,541 円	12,881,541 円	12,881,541 円	12,881,541 円	5367308 円	5,367 千円	2,683.5 千円	17,669,133 円	14,985,633 円
	3		12,188,137 円	11,719,938 円	11,719,938 円	11,719,938 円	11,719,938 円	7324961 円	7,324 千円	3,662.0 千円	12,188,137 円	8,526,137 円
	4		7,992,015 円	8,861,863 円	7,992,015 円	7,992,015 円	7,992,015 円	5575824 円	5,575 千円	2,787.5 千円	7,992,015 円	5,204,515 円
	5		22,666,571 円	21,686,796 円	21,686,796 円	21,686,796 円	21,686,796 円	15490568 円	15,490 千円	7,745.0 千円	22,666,571 円	14,921,571 円
	6		17,968,289 円	13,449,242 円	13,449,242 円	13,449,242 円	13,449,242 円	6113291 円	6,113 千円	3,056.5 千円	17,968,289 円	14,911,789 円
	7		18,842,429 円	17,768,320 円	17,768,320 円	17,768,320 円	17,768,320 円	11978642 円	11,978 千円	5,989.0 千円	18,842,429 円	12,853,429 円
	8		20,710,601 円	24,143,597 円	20,710,601 円	20,710,601 円	20,710,601 円	17660202 円	17,660 千円	8,830.0 千円	20,710,601 円	11,880,601 円
	11		56,812,980 円	37,491,553 円	37,491,553 円	37,491,553 円	37,491,553 円	22494931 円	22,494 千円	11,247.0 千円	56,812,980 円	45,565,980 円
合計			199,303,234 円	163,998,585 円	159,695,741 円	159,695,741 円	159,695,741 円	98,157,932 円	98,153 千円	49,076 千円	199,303,234 円	150,226,734 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具 体的概 要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	0	3,076,000円	14.4%	8,457,344円	39.6%		0.0%	9,843,735円	46.0%	
	2	0	2,683,500円	17.9%	4,787,592円	31.9%		0.0%	7,514,541円	50.1%	
	3		3,662,000円	43.0%	468,199円	5.5%		0.0%	4,395,938円	51.6%	
	4		2,787,500円	53.6%	0円	0.0%		0.0%	2,417,015円	46.4%	
	5		7,745,000円	51.9%	979,775円	6.6%		0.0%	6,196,796円	41.5%	
	6		3,056,500円	20.5%	4,519,047円	30.3%		0.0%	7,336,242円	49.2%	
	7		5,989,000円	46.6%	1,074,109円	8.4%		0.0%	5,790,320円	45.0%	
	8		8,830,000円	74.3%	0円	0.0%		0.0%	3,050,601円	25.7%	
	11		11,247,000円	24.7%	19,321,427円	42.4%		0.0%	14,997,553円	32.9%	
合計			49,076,500円	32.7%	39,607,493円	26.4%	0円	0.0%	61,542,741円	41.0%	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

8.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。

10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

20.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。

(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表４ 別表１の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
千葉県	君津郡市	君津市	京葉工業地帯の一翼を担う鉄鋼業を中心とする工場が立地し、産業都市として発展している。また、内房線快速の発着駅である君津駅を中心に市街地が形成されている。 医療機関（総合病院等）：玄々堂君津病院ほか 公共施設（学校等）：君津高等学校ほか 商業施設：イオンタウンほか

君津分科会 継続協議 日東交通(株) 馬来田線



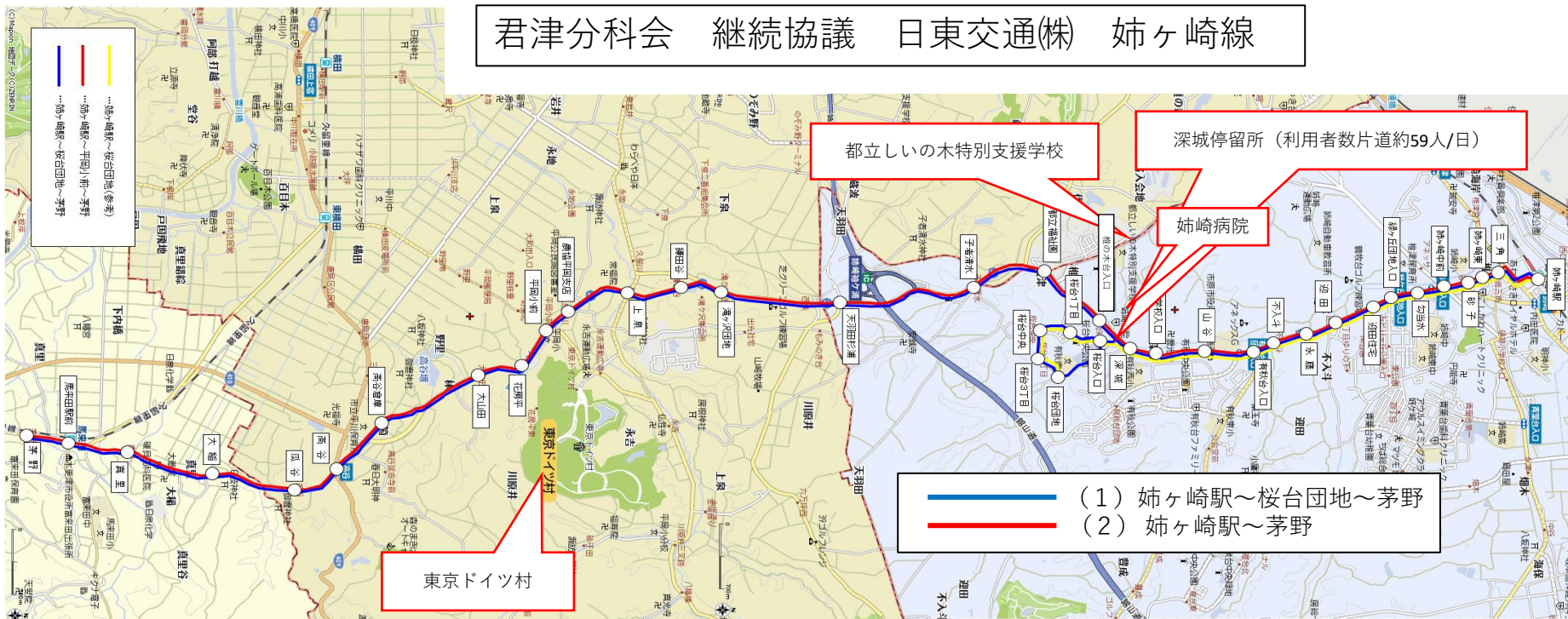
君津分科会 継続協議 日東交通(株) 三島線

君津特別支援学校（利用者数片道約7人/日）

君津中央病院（利用者数片道約50人/日）

ジョイフル本田

姉ヶ崎線



君津分科会 継続協議 日東交通(株) 君津市内循環線

中央門前（利用者数片道約17人/日）

君津製鐵所（利用者数片道約30人/日）



君津分科会 継続協議 日東交通(株) 畑沢線

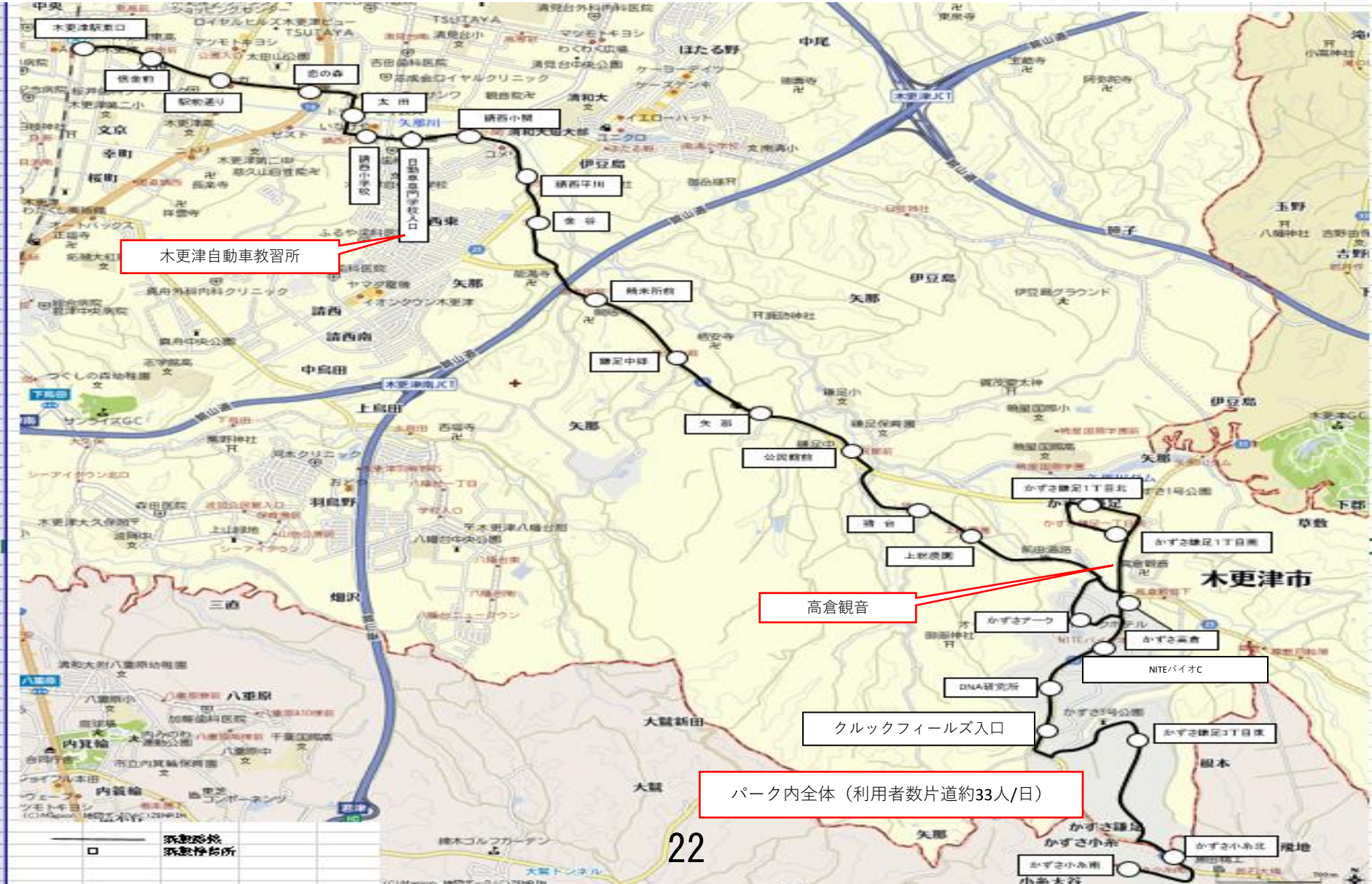
イオンタウン君津
中野西公園

君津中央病院（利用者数片道約12人/日）

玄々堂病院



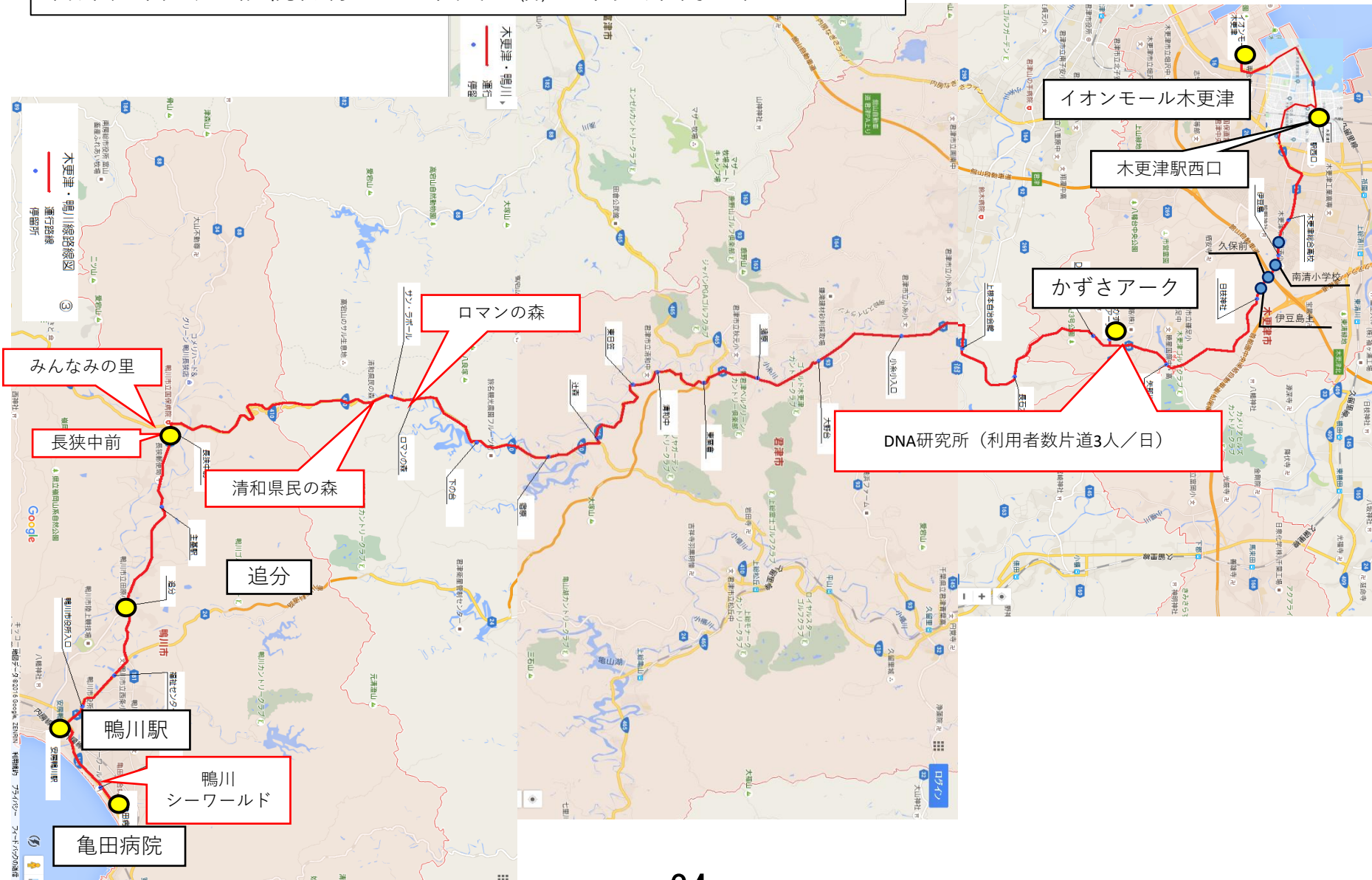
君津分科会 継続協議 日東交通(株) 高倉アカデミア線



君津分科会 継続協議 日東交通(株) 富津線



君津分科会 継続協議 日東交通(株) 木更津鴨川線



【議題4】 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

地域間幹線系統路線と接続する支線（フィーダー系統）路線のうち、市が策定する「地域内フィーダー系統確保維持計画」に掲載した路線について、国からの補助（「地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」（通称：フィーダー補助））を受けるため、個別計画を策定するものです。

1 フィーダー補助とは

- ・地域公共交通確保維持事業の補助メニューの1つ
- ・正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」
- ・地域間幹線系統*1を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対する補助
*1市を跨ぐ長大路線で、国および県の補助により運行の維持がなされている系統。
- ・補助対象事業者は活性化法法定協議会（木更津市地域公共交通活性化協議会）

2 補助率について

- ・補助率は補助対象経費*2の1／2
（*2補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額）
- ・ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1／2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる。

3 令和9年度フィーダー系統について

(1)対象期間 令和8年10月から令和9年9月

(2)対象系統

- ・富来田地区自家用有償旅客運送（ふくちゃんバス）
- ・太田循環線（市街地循環系統）

4 対象系統の計画への位置づけ

(1)木更津市地域公共交通計画

- ・2系統ともに地域公共交通確保維持事業により運行の確保および維持することを位置づけている。

(2)地域内フィーダー系統確保維持計画（地域公共交通計画（別紙））

- ・別紙案のとおり位置づけることについて、ご審議願います。

令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

令和8年 月 日

(名称) 木更津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木更津市内の公共交通網は、木更津駅を中心に放射状にネットワークが広がっており、これまでは、利用者にとって利便性の高い交通手段として、通勤・通学・買物などに多く利用されてきましたが、自家用車の普及、幹線道路網の整備、郊外における商業施設の集積などにより、バス路線によっては利用者が減少傾向となっている。

そのような中、市内東部の富来田地区においては、路線バスが走行していない地域の存在や、乗車密度が希薄で効率的でない運行形態となっていることから、地域の需要に合った公共交通を整備するため、令和2年7月から地域住民により「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」が開始され、1年間の実証運行を経て、令和3年7月から一部運行内容を見直し、本格運行へ移行した。

また、令和5年3月に策定した「木更津市地域公共交通計画」においては、既存の路線バス利用者の移動ニーズを満たしつつ、路線バスの運行効率の向上を図るため、商業施設等の拠点をネットワークするバス路線網の再構築を目指すこととしている。本計画に基づき、商業施設等の生活拠点へのアクセス性の向上を図るため、令和7年10月に路線バス「太田循環線」の延伸・再編を行った。

上記の取組を踏まえ、木更津市の公共交通ネットワークを確保するためには、地域公共交通確保維持事業を活用し、「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」および、路線バス「太田循環線」の安定的な運行を確保・維持することで、買い物や通院などの地域住民の日常生活の交通の手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」

ア. 計画目標指標：木更津市地域公共交通計画における新たな交通システムの導入】

- ・市内において交通不便地域の解消に向けた移動手段の確保のため、地域主体による新たな交通システムの導入を促進し、令和12年度までに5地区の導入を目指す。

※出典：木更津市地域公共交通計画 72 ページ「計画目標③新たな交通システムの導入」
85 ページ「5.1.1 各事業の評価指標」

イ. 富来田地区自家用有償旅客運送の定量的な目標

- ・1日延べ6名程度の利用を目標に運行し、月延べ60名の利用を目指す。
- ・前年度比1%以上の収支率の増加を目指す。

②「太田循環線（市街地循環系統）」

ア. 計画目標指標：路線バスの利用者数

- ・バス路線等の再編や、拠点における円滑な接続により持続可能な路線バスのネットワークの構築を目指し、令和12年度の路線バスの利用者数の目標を258万人とする。

※出典：木更津市地域公共交通計画 68～71 ページ「計画目標②路線バスの再編等」
85 ページ「5.1.1 各事業の評価指標」

イ. 太田循環線（市街地循環系統）の定量的な目標 ・ 年間の１日当り乗車人数 ５０人/日 ・ 前年度比１％以上の収支率の増加を目指す。
（２）事業の効果
・ 「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」および、路線バス「太田循環線」を維持することにより、住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、鉄道や路線バスなど幹線交通に接続することによって、住民の移動の幅が広がり、特に高齢者の買い物・通院が容易になるなど、外出促進及び地域の活性化に繋がる。 ※出典：木更津市地域公共交通計画 62, 63 ページ「3. 1. 5 現状の路線バス等の必要性・有効性」
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」 ・ 運行主体と市が定期的に会議を開催し、利用状況や移動需要を踏まえた利用促進策や運行内容の検討を行い、必要に応じて随時見直しを行い、地域の需要に合わせた運行を目指す。（富来田地区まちづくり協議会、木更津市） ・ 利用登録者に対し定期的にお知らせを送付し、継続的な利用を促す。（富来田地区まちづくり協議会） ・ また、当運行について公民館だよりによる自治会への周知や利用者による近隣住民への口コミにより、新たな利用者の増加を図る。（利用者、富来田地区まちづくり協議会） ※出典：木更津市地域公共交通計画 72 ページ「計画目標③新たな交通システムの導入」 ②「太田循環線（市街地循環系統）」 ・ バス事業者は、乗継しやすいダイヤ設定を検討し、情報を表示します。（日東交通㈱） ・ バス事業者は、商業施設などの拠点で路線を乗継ぐよう見直す場合等においては、利用者の運賃負担が増えないよう、乗継割引制度の導入を検討し実施します。（日東交通㈱） ※出典：木更津市地域公共交通計画 68～71 ページ「計画目標②路線バスの再編等」
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表１のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」 ・ 運行経費から運送収入および国庫補助額を差し引いた差額の一部を、木更津市から運行事業者（富来田地区まちづくり協議会）へ補助することとしている。 （運行経費見込み） 1, 538, 000 円／年 人件費、ガソリン代、通信費、自動車保険料、車両点検費等 （運行事業者負担額見込み） 582, 000 円／年 （国庫補助額見込み） 477, 000 円／年 （市補助額見込み） 479, 000 円／年 ②「太田循環線（市街地循環系統）」 ・ 運行経費から運送収入および国庫補助額を差し引いた差額の一部を、木更津市から運行事業者へ補助することとしている。

(運行経費見込み) 24,470,000 円／年 (運行事業者負担額見込み) 17,970,000 円／年 (国庫補助額見込み) 3,250,000 円／年 (市補助額見込み) 3,250,000 円／年
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・運行日数や運行内容に関する実績・情報を、地域公共交通活性化協議会の事務局である市に報告。 ・運行事業者と市による定期的な打合せの実施。 ・運行状況や実績について、地域公共交通活性化協議会で報告。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
開催状況 ・ 令和6年度 第1回 開催日：令和6年6月27日（木） 議 題：令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について ※計画全体について合意 第2回 開催日：令和7年1月15日（水） 議 題：令和5年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について ・ 令和7年度 第1回 開催日：令和7年5月21日（水） 議 題：地域公共交通計画の変更について 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 第2回 開催日：令和7年8月20日（水） 議 題：令和6年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について 地域公共交通計画の変更について 富来田地区自家用有償旅客運送の運行内容（目的地）変更について 第3回 開催日：令和8年1月28日（水） 議 題：令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

・ 令和 8 年度

第 1 回 開催日：令和 8 年 6 月 2 5 日（木）

議 題：令和 7 年度木更津市地域公共交通計画の事業評価について
令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

19. 利用者等の意見の反映状況

①「富来田地区自家用有償旅客運送（愛称：ふくちゃんバス）」

- ・ 利用者やその家族からは現在の運行について満足という声が上がっている。
しかしながら、利用者の需要は個人、家庭、社会などの状況とともに変化するものであるため、運行者が利用者を対象に個別にヒアリングを実施して地域の需要を確認し、必要に応じて運行内容を見直し、持続可能な運行を図るため、運行主体と市が定期的に会議を開催して情報共有と改善を図ることを、目標の達成するために行う事業に組み込んでいる。

②「太田循環線（市街地循環系統）」

- ・ 運行事業者が乗降調査を実施し利用実態を確認し、必要に応じて運行内容を見直し、持続可能な運行を図る。また、運行主体と市が定期的に情報共有を行う。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県木更津市富士見 1－2－1

（所 属）木更津市企画部地域政策室

（氏 名）鹿子 智大

（電 話）0 4 3 8－2 3－7 4 2 6

（e-mail）chiiki@city.kisarazu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

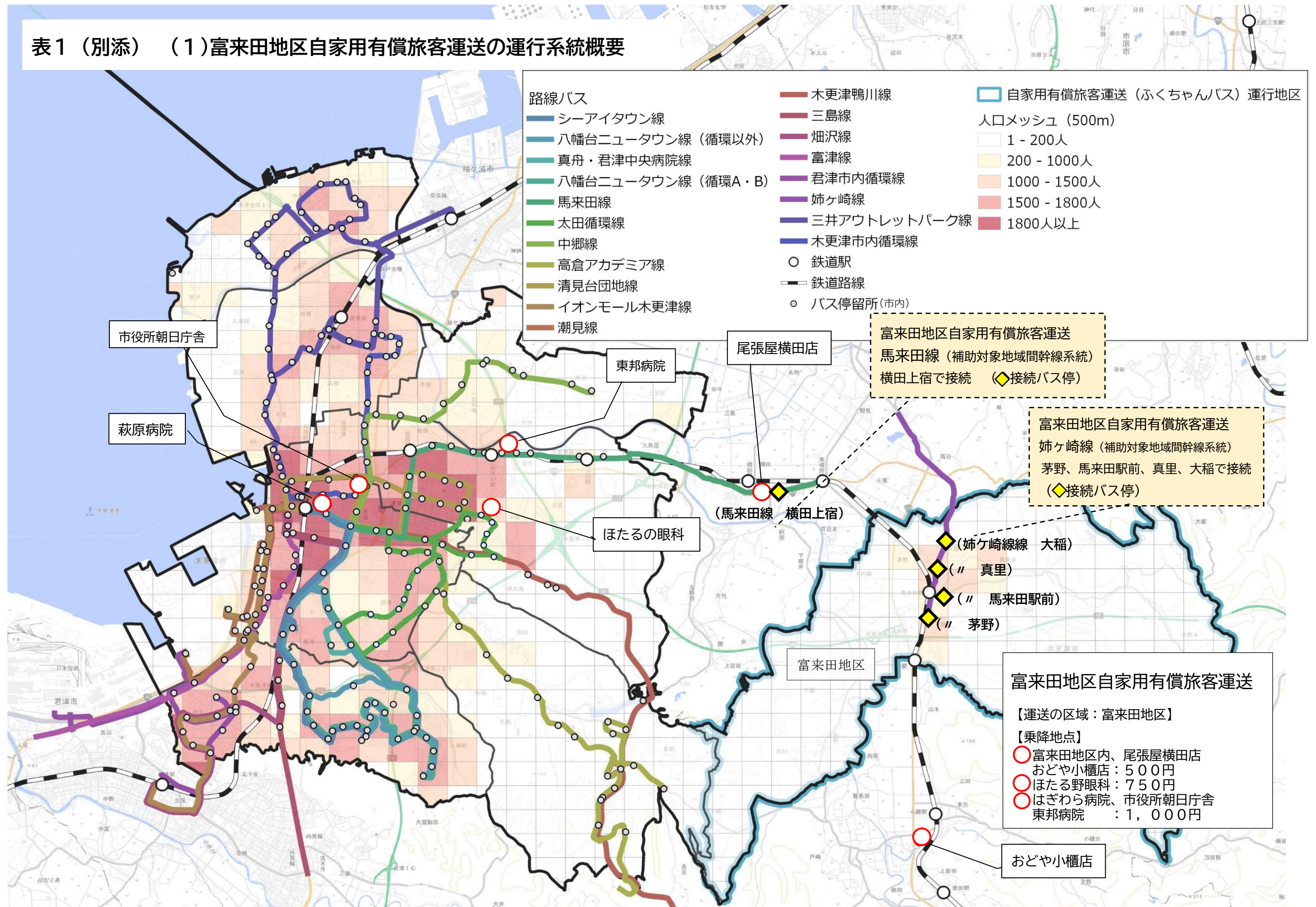
令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
木更津市	富来田地区 まちづくり協議会	(1) ふくちゃんバス		富来田 地区		往 km 復 km	78日	326回			区域運行	①	以下の通り補助対象地 域間幹線系統と接続 ・茅野、馬来田駅前、真 里、大稻(姉ヶ崎線) ・横田上宿(馬来田線)	③
	日東交通(株)	(2) 太田循環線 (市街地循環 系統)A回り	木更津 駅東口	アビタ木 更津店	木更津 駅東口	15.77km 循環	365日	1,825回			路線定期運 行	①	以下の通り補助対象地 域間幹線系統と接続 ・木更津駅東口、信金 前、駅前通り、恋の森、 太田(高倉アカデミア線、 馬来田線) ・自動車専門学校、請西 小関、請西平川(木更津 鴨川線) ・木更津総合高校、ほた る野、伊豆島(木更津鴨 川線)	③
		(3) 太田循環線 (市街地循環 系統)B回り	木更津 駅東口	アビタ木 更津店	木更津 駅東口	15.77km 循環	365日	1,825回			路線定期運 行	①	以下の通り補助対象地 域間幹線系統と接続 ・木更津駅東口、信金 前、駅前通り、恋の森、 太田(高倉アカデミア線、 馬来田線) ・自動車専門学校、請西 小関、請西平川(木更津 鴨川線) ・木更津総合高校、ほた る野、伊豆島(木更津鴨 川線)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1（別添） （1）富来田地区自家用有償旅客運送の運行系統概要



(2) 富来田地区自家用有償旅客運送の運行内容

1. 法的な位置づけ	自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条第 2 項）
2. 利用対象者	富来田地区在住者で事前登録をした方
3. 運行区域	富来田地区全域
4. 乗降地点	尾張屋横田店、おどや小櫃店、ほたるの眼科、はぎわら病院、市役所朝日 庁舎、東邦病院 ※乗降地点相互の移動は不可
5. 予約日	利用週の月曜日 ※電話にて予約
6. 運行日	水曜日、金曜日 ※ただし、年末年始及び月に 1 週、運転手の健康管理のため計画運休を行 う。 $(52 \text{ 週} / \text{年} \times 2 \text{ 日} / \text{週}) - (2 \text{ 日} \times 1 \text{ 週 (年末年始)}) - (2 \text{ 日} \times 12 \text{ 月}) =$ 78 日 / 年 運行
7. 運行便数	4. 1 便 / 日 ※ただし、予約の状況によって変動あり。
8. 運行形態	予約（デマンド）による区域運行型輸送サービス
9. 運行時間帯	概ね午前 9 時から午後 4 時で設定 ※ただし、通院の時間帯によっては可能な範囲で早朝便を運行。
10. 乗降方式	自宅から目的地へのドア・トゥ・ドア

太田循環線線（新系統）ルート図

A回り：東口～太田～ほたる野①～アピタ～清見台②～請西東③～真舟～請西東④～請西⑤～太田～東口

B回り：東口～太田～請西⑤～請西東④～真舟～請西東③～清見台②～アピタ～ほたる野①～太田～東口

キロ程：15.7km

■ は補助対象地域間幹線系統（高倉アカデミア線、馬來田線、木更津鴨川線）と接続するバス停

高倉アカデミア線、馬來田線：木更津駅東口、信金前、駅前通り、恋の森、太田

高倉アカデミア線：自動車専門学校、請西小関、請西平川

木更津鴨川線：木更津総合高校前、ほたる野、伊豆島

【A回り】 ・運行日数365日 ・運行時間9時45分～16時50分（最終降車） ・運行本数5便/日
合計：5便/日×365日=1,825回

【B回り】 ・運行日数365日 ・運行時間9時00分～16時08分（最終降車） ・運行本数5便/日
合計：5便/日×365日=1,825回

(4) 太田循環線の時刻表

太田循環線（市街地循環系統）時刻表

令和7年10月1日運行開始

Aルート	1	2	3	4	5
木更津駅東口	9:45	10:20	11:30	14:30	15:55
信金前	9:46	10:21	11:31	14:31	15:56
駅前通り	9:47	10:22	11:32	14:32	15:57
恋の森	9:49	10:24	11:34	14:34	15:59
太田	9:50	10:25	11:35	14:35	16:00
東太田郵便局	9:51	10:26	11:36	14:36	16:01
木更津総合高校前	9:53	10:28	11:38	14:38	16:03
ほたる野	9:55	10:30	11:40	14:40	16:05
伊豆島	9:55	10:30	11:40	14:40	16:05
アピタ木更津店	9:59	10:34	11:44	14:44	16:09
ほたる野4丁目	10:00	10:35	11:45	14:45	16:10
ほたる野3丁目南					
ほたる野3丁目北					
ちばぎん東支店前					
西の下					
東太田					
原田大橋	↓	↓	↓	↓	↓
クリニック通り	10:01	10:36	11:46	14:46	16:11
高山台ハイツ北	10:03	10:38	11:48	14:48	16:13
清見台中央公園南	10:04	10:39	11:49	14:49	16:14
請西4丁目	10:06	10:41	11:51	14:51	16:16
請西東2丁目	10:07	10:42	11:52	14:52	16:17
わたベクリニック前	10:08	10:43	11:53	14:53	16:18
請西東5丁目	↓	↓	↓	↓	↓
請西東7丁目西通り	10:09	10:44	11:54	14:54	16:19
請西南	↓	↓	↓	↓	↓
真舟小入口	10:10	10:45	11:55	14:55	16:20
陣屋下	10:11	10:46	11:56	14:56	16:21
真舟団地	10:12	10:47	11:57	14:57	16:22
請西南5丁目	10:13	10:48	11:58	14:58	16:23
ドン・キホーテ木更津	10:13	10:48	11:58	14:58	16:23
イオンタウン木更津請西	10:15	10:50	12:00	15:00	16:25
請西東7丁目東通り	10:16	10:51	12:01	15:01	16:26
請西東3丁目	10:17	10:52	12:02	15:02	16:27
請西平川	10:20	10:55	12:05	15:05	16:30
請西小関	10:21	10:56	12:06	15:06	16:31
自動車専門学校	10:22	10:57	12:07	15:07	16:32
請西小学校	10:23	10:58	12:08	15:08	16:33
太田	10:24	10:59	12:09	15:09	16:34
恋の森	10:26	11:01	12:11	15:11	16:36
駅前通り	10:27	11:02	12:12	15:12	16:37
信金前	10:28	11:03	12:13	15:13	16:38
木更津駅東口	10:33	11:08	12:18	15:18	16:43

Bルート	1	2	3	4	5
木更津駅東口	9:00	11:00	12:10	13:10	15:20
信金前	9:01	11:01	12:11	13:11	15:21
駅前通り	9:02	11:02	12:12	13:12	15:22
恋の森	9:04	11:04	12:14	13:14	15:24
太田	9:05	11:05	12:15	13:15	15:25
請西小学校	9:06	11:06	12:16	13:16	15:26
自動車専門学校	9:07	11:07	12:17	13:17	15:27
請西小関	9:08	11:08	12:18	13:18	15:28
請西平川	9:10	11:10	12:20	13:20	15:30
請西東3丁目	9:12	11:12	12:22	13:22	15:32
請西東7丁目東通り	9:13	11:13	12:23	13:23	15:33
イオンタウン木更津請西	9:15	11:15	12:25	13:25	15:35
ドン・キホーテ木更津	↓	↓	↓	↓	↓
請西南5丁目	9:16	11:16	12:26	13:26	15:36
真舟団地	9:18	11:18	12:28	13:28	15:38
真舟郵便局	9:19	11:19	12:29	13:29	15:39
真舟小入口	9:20	11:20	12:30	13:30	15:40
請西南	↓	↓	↓	↓	↓
請西東7丁目西通り	9:21	11:21	12:31	13:31	15:41
請西東5丁目	↓	↓	↓	↓	↓
わたベクリニック前	9:22	11:22	12:32	13:32	15:42
請西東2丁目	9:23	11:23	12:33	13:33	15:43
請西4丁目	9:24	11:24	12:34	13:34	15:44
清見台中央公園南	9:26	11:26	12:36	13:36	15:46
高山台ハイツ北	9:27	11:27	12:37	13:37	15:47
クリニック通り	9:29	11:29	12:39	13:39	15:49
原田大橋					
東太田					
西の下					
ちばぎん東支店前					
ほたる野3丁目北					
ほたる野3丁目南	↓	↓	↓	↓	↓
ほたる野4丁目	9:30	11:30	12:40	13:40	15:50
アピタ木更津店	9:33	11:33	12:43	13:43	15:53
伊豆島	9:35	11:35	12:45	13:45	15:55
ほたる野	9:35	11:35	12:45	13:45	15:55
木更津総合高校前	9:38	11:38	12:48	13:48	15:58
東太田郵便局	9:39	11:39	12:49	13:49	15:59
太田	9:40	11:40	12:50	13:50	16:00
恋の森	9:41	11:41	12:51	13:51	16:01
駅前通り	9:42	11:42	12:52	13:52	16:02
信金前	9:43	11:43	12:53	13:53	16:03
木更津駅東口	9:48	11:48	12:58	13:58	16:08

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送の

運行回数の算出根拠について

1. 運行期間

令和6年10月1日～令和7年9月30日

2. 運行状況

運行日数 109日

運行便数 447便

3. 運行回数

運行便数／運行日数＝4.1回（小数点第2位以下切り捨て）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	木更津市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,854
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
木更津市地域公共交通計画	令和5年3月	

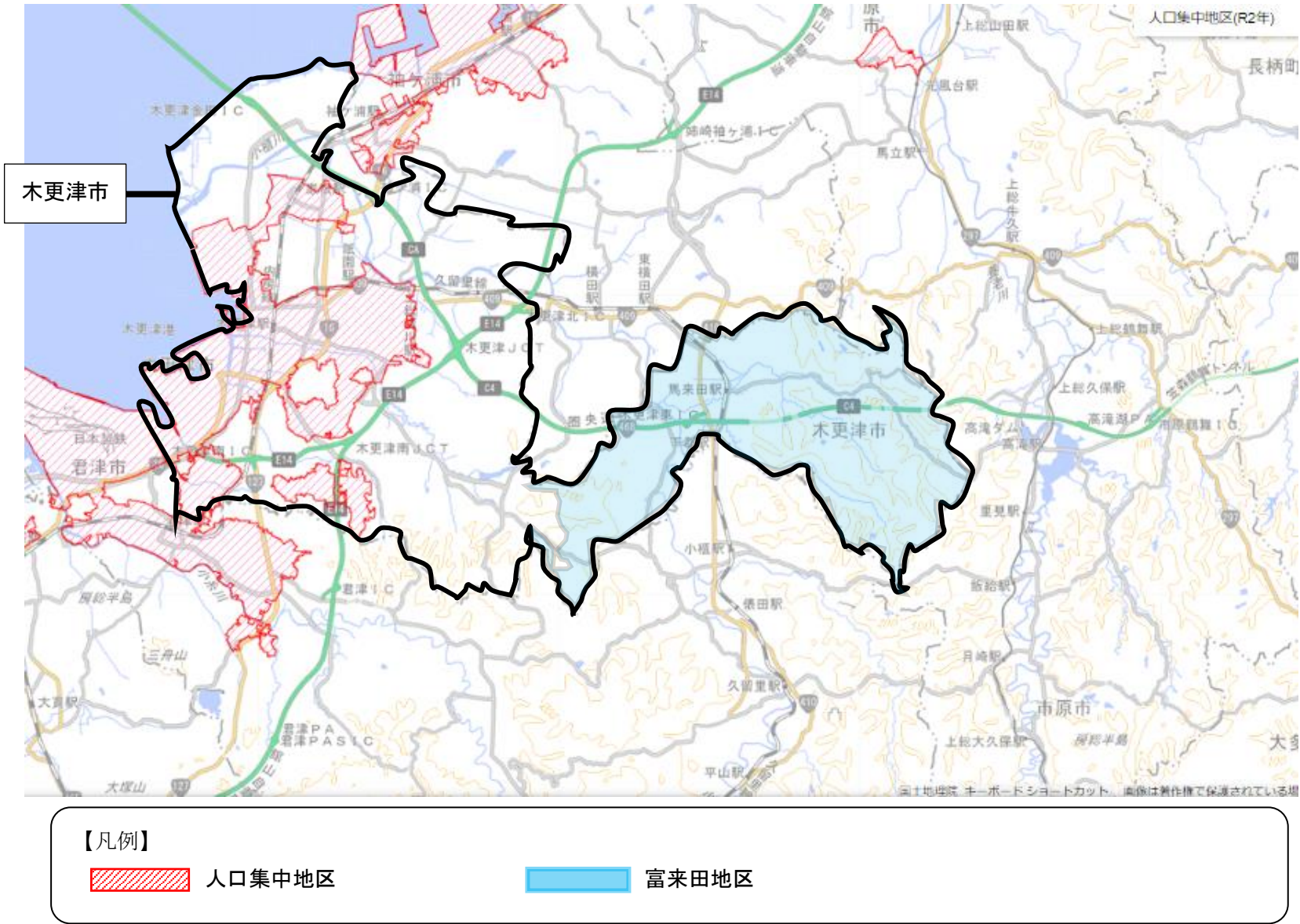
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表 5（別添）人口集中地区以外の地区を示す地図



ICカード乗継割引スタート！

2026年4月1日 開始

乗継割引額（2乗車目の運賃から自動割引）

大人 **100** 円引

小児 **50** 円引

※障がい者手帳をお持ちの方

大人 **50** 円引

小児 **20** 円引

割引の適用条件

お支払いにPASMO・Suicaをご利用の場合

1乗車目

ICカードで支払い

60分以内に

同一のICカードを利用

2乗車目

自動で割引！

ご利用例

大人運賃（250円）のバスから、大人運賃（300円）のバスへ乗り継いだ場合

1乗車目

250円

乗継

+

2乗車目 (100円引)

200円

=

合計

450円

100円お得！

木更津総合高校→木更津駅東口

木更津駅西口→イオンモール木更津

ご注意事項

- 現金でのご利用は割引の対象外となります。
- 高速バスやコミュニティバスは対象外となります。
- 1乗車目に正しくタッチをしていない場合、割引が適用されません。
- 2名様以上で1枚のICカードをご利用の場合、乗継割引は1名様分のみ適用されます。
- PASMO・Suica以外の他の交通系ICカードをご利用の場合、割引の対象外となります。

ICカードを利用するとこんなに便利に！

- 1 小銭不要でスムーズに乗り降りできます
- 2 乗継割引は同じICカードなら自動で適用されます
- 3 通勤・通学・お買い物もこれ1枚でお支払いOK

交通系ICカードで乗り継いでもっとオトクに

※PASMOは株式会社パスモの登録商標です。 ※Suicaは東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。